

登録団体

 京都市

この事業は
家庭ごみの有料
指定袋の収入が
使われています



新規募集のお知らせ コミュニティ回収

古紙類・古着類などを地域団体に回収・リサイクル

**ごみ減量・リサイクルに取り組む
地域コミュニティを応援します！**

京都市では、「雑がみ」をはじめとする古紙などの資源物の回収による、ごみの減量・リサイクルの取組を支援するため、コミュニティ回収制度（地域の皆様の自主的な集団資源物回収への助成）を実施し、奨励しています。



「雑がみ」ってご存知ですか？

「雑がみ」は包装紙や紙箱など、新聞・ダンボール以外のリサイクルできる紙をいいます。雑誌や書籍も雑がみの一部です。家庭から出る「燃やすごみ」の中には、こうした「雑がみ」などのリサイクルできる紙が、年間4.2万トンも捨てられており、燃やすごみ全体の約20%を占めています。コミュニティ回収制度は身近な地域コミュニティで取り込まれる、「雑がみ」等の古紙類や古着類など、資源物の分別・リサイクル活動を応援する制度です。

是非とも、新規登録をご検討ください。

→ 5 ページへ

**通年
受付中**

集積所がない、又は集積所までの持ち込みが困難な場合でも、地域で相談のうえ、決まった日時で取り組む場合、各自宅前の回収でも申請できます。

申込方法

1. 各団体で、回収品目、回収日時、回収場所等を決定のうえ、資源物回収業者に相談してください。
2. 下記の必要書類を各区役所・支所内のエコまちステーションに提出してください。（持参または郵送。5ページを参照。）

① 『コミュニティ回収登録及び助成金交付申請書』

② 『通帳コピー』（口座名義が申請者名と一致していること）

※表紙と表紙裏面の口座名義の記載部分が必要

③ 『コミュニティ回収 回収場所に関する個人情報公開同意書』

※団体以外からの資源物の持ち込みに同意していただける場合のみ。




パソコンからもご覧いただけます。

URL:<http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000029098.html>

コミュニティ回収登録団体の新規募集について



応募資格

- (1) 京都市内においてコミュニティ回収を実施する概ね20世帯以上により構成される住民団体であること。
 - (2) 「 回収品目」に掲げる資源物を定期的かつ継続的に回収する団体であること。
 - (3) 資源物の回収を業として行う者(資源物回収業者)でないこと。
 - (4) 回収品目、回収日時等について、事前に資源物回収業者と合意済みであること。
- ※ 資源物回収業者は、各区役所・支所エコまちステーションにご相談いただくか、電話帳等を参考に、各団体でお探してください。

※ 必ず申請月から回収を開始してください。



回収品目

- (1) 古紙類(新聞, ダンボール, 雑がみ, 紙パック)
※必ず雑がみを回収してください。雑がみには、雑誌・書籍を含みます。
 - (2) 古着類(古着・古布など)
 - (3) 缶 類(アルミ缶・スチール缶)
 - (4) びん類(使い捨てのびん(ワンウェイびん)が対象です。一升びんやビールびんなど、洗って何度も使えるびん(リユースびん)は対象外ですので、販売店や市の回収拠点に出してください。)
 - (5) その他(ペットボトルや小型金属類など)
- ※ 資源物回収業者が回収・リサイクルする品目が対象になりますので、京都市の「缶・びん・ペットボトル」の収集に出されている場合や、ボランティアで寄付されている場合などは、対象になりません。



新規登録団体の 助成金額

申請月(開始月)に応じて右表のとおり交付します。

- ※ 助成金は、コミュニティ団体としての登録完了後に交付します。コミュニティ回収の実施に必要な地域へのお知らせビラやポスターの作成費用等の一部として使用してください。

回収品目	助成金額(年額)	
(1)古紙類+(2)古着類	4月 15,000円	
	5月 13,750円	
	6月 12,500円	
	7月 11,250円	
	8月 10,000円	
	9月 8,750円	
	10月 7,500円	
	11月 6,250円	
	12月 5,000円	
	1月 3,750円	
(1)古紙類+(2)古着類以外(3)~(5)の2品目以上	2月 2,500円	
	3月 1,250円	
	(※ 翌年度以降の年額は 15,000円)	
	4月 10,000円	
	5月 9,350円	
	6月 8,500円	
	7月 7,650円	
	8月 6,800円	
	9月 5,950円	
	10月 5,100円	
(1)古紙類のみ	11月 4,250円	
	12月 3,400円	
	1月 2,550円	
	2月 1,700円	
	3月 850円	
	(※ 翌年度以降の年額は 10,000円)	
	(1)古紙類+(2)古着類以外(3)~(5)の1品目	



実績報告書の提出

年度が終了すると、翌年度の4月頃に、実績報告書の用紙を送付します。実績報告書は、資源物回収業者が発行する回収伝票等を添付のうえ、提出期限までに提出してください。

- ※ 回収伝票等は、開始月から3月(年度末)までの回収ごとに発行されたもので、登録した回収品目ごとの回収量(kg)が記載された全回分が必要です。



コミュニティ回収登録内容の情報公開について

京都市では、コミュニティ回収に参加されていない近隣の方や、お近くへ引っ越して来られた方などにも資源物をお出しいただけるよう、登録された団体の回収場所や回収日時等の情報公開に同意し、「コミュニティ回収 回収場所に関する個人情報公開同意書」を提出していただいた場合は、京都市のホームページなどでそれらの情報を公開しています。

積極的に受け入れを行っていただくことにより、ごみの減量・再資源化が図れますので、町内会をはじめ、PTAやマンション管理組合など、大勢で取り組まれている団体は、是非、情報公開についてご協力をお願いします。

掲載内容

- 回収場所所在地
- 回収場所詳細(マンション名, 公園名等)
- 回収日, 回収時間, 回収品目

掲載先 (<http://www5.city.kyoto.jp/shigenmap/>)

- 京都市情報館(京都市ホームページ)※その他, 市民しんぶんへの掲載や, 資源物回収に関する問合せ時にご案内させていただく場合があります。

同意していただく際の注意事項

- 同意書は, 必ず回収場所の所有者や管理者など, 情報を公開していただく方が記入してください。
- 同意書は, 1つの回収場所の公開に対し, 1枚必要となります。複数の回収場所を公開していただける場合は, 残りの同意書については原本をコピーしていただくか, 各区役所・支所のエコまちステーション(5ページ参照)までご連絡ください。
- 公開が決定した旨の通知は行いません。上記「掲載内容」に記載のとおり, 順次情報公開を行います。
- 情報公開の同意を取り下げる場合についても, 各区役所・支所のエコまちステーション(5ページ参照)までご連絡ください。



その他

- ◎ コミュニティ回収の「年度」とは4月から翌年3月までの1年間のことをいいます。
- ◎ 助成金は, 年度ごと(1年度に1回)に交付申請が必要になります(年度初めに送付します。)
- ◎ 年度終了後に, 実績報告書や回収伝票等を提出しない場合, その他, 不正行為を行うなど, 市長が不適当と認める場合は, 登録を取り消し, 既に助成金を交付している場合には, 返還を求めることがあります。

「コミュニティ回収登録及び助成金申請書」, 「コミュニティ回収回収場所に関する個人情報公開同意書」は3ページ及び4ページの記入例を参考に記入してください。

スタンプ印不可。修正テープ・修正液不可

- ※ 訂正印には申請印と同じ印鑑を用いてください。
- ※ 団体名だけ、代表者役職名だけの印鑑は使用できません。代表者の個人印か団体名及び代表者役職名印を使用してください。（例：環境町内会長之印）
- ※ 法人の場合は、法人印を使用してください。

第1号様式（第4条関係）

記入例(交付申請書表)

平成 年 月 日

コミュニティ回収登録及び助成金交付申請書

(あて先) 京都市長

フリガナ	カンキョウチョウナイカイ	フリガナ	カイチョウ
団体名称	環境町内会	役職名	会長
申請者	フリガナ	キョウト タロウ	
	氏名	京都 太郎	
	住所	〒604-0924 京都市 中京区河原町通二条下る一之船入町384 資源めぐるハイツ102号室	
電話番号	075-●●●-△△△△	小学校区	(元 銅駝 学区 学区)
その他連絡先 (希望者のみ)	役職名 氏名	会計 環境 美子	電話番号 (携帯番号) (075)○○○-××××

会長、理事長、代表などで申請してください。副会長、委員、会計、○○係などでは申請できません。

↓住所は通り名や番地、マンションの号室まで略さず記入してください。

↓日中連絡の取れる番号

代表者以外への連絡を希望される場合は、記入してください。※記入いただいても、代表者に連絡することがあります。

京都市コミュニティ回収の登録及び助成金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

申請対象期間	平成 年 月 日 から 平成 年3月31日 まで
--------	--------------------------

<p>団体の種類</p> <p style="background-color: #FFC0CB; padding: 2px;">訂正印は申請印と同じもので</p> <p>コミュニティ回収参加帯</p>	<p>① 町内会・自治会 2 子ども会 3 女性会</p> <p>4 老人クラブ 5 PTA 6 マンション・団地の管理組合</p> <p>7 地域ごみ減量推進会議 8 その他 ()</p> <p>100 世帯 (概ね20世帯以上が必要です。)</p>	
回収日・回収時間(※1)	毎月第1日曜日 [1月のみ第2週] 10時 ~ 11時ころ	
回収場所(※2)	市役所西側と資源めぐるハイツ西側 (2 箇所)	
資源回収業者	名称	環境リサイクル産業
	代表者名	環境 利再来
	住所	京都市南区西九条森本町△△
	電話番号	(075)●●●-××××
回収品目 (該当品目の数字に○印)	古紙類(※3)	① 新聞 ② ダンボール ③ 雑がみ ④ 紙パック
	古着類	5 古着・古布
	缶類	6 アルミ缶・スチール缶
	びん類	⑦ ワンウェイびん(一升びん, ビール瓶などのリユース瓶)
	その他(※4)	⑧(ペットボトル

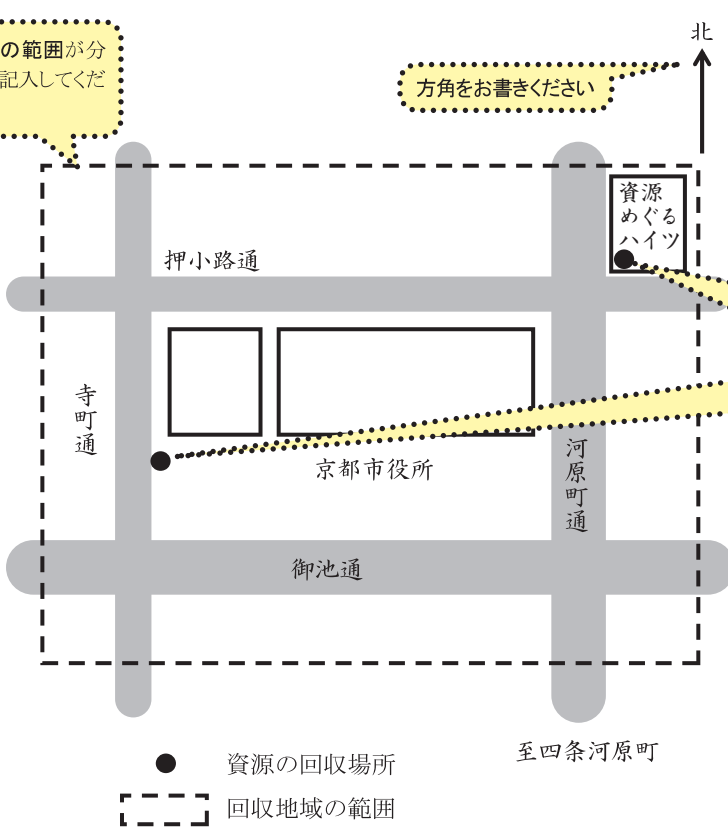
資源物を具体的に記入してください。

- ※1 「毎月第2日曜日 10時~11時ころ」のように具体的に記入してください。
- ※2 「○○公園の前と××駐車場前(2箇所)」のように回収場所と箇所数を具体的に記入してください。
- ※3 必ず雑がみを回収してください。雑がみには、雑誌・書籍を含みます。
- ※4 「ペットボトル」「小型金属類」のように具体的に記入してください。

回収地域の範囲が分かるように記入してください。

方角をお書きください

記入例(交付申請書裏)



回収場所が分かるように●印などを記入してください。
各戸の前が回収場所の場合は、●印などは必要ありません。

地図のコピーの貼付でも結構です。その場合も、回収場所と回収地域の範囲を記入してください。

備考

「町内の全域」、「小学校区の全域」等、補足説明などが必要な場合に記入してください。

記入例(情報公開同意書)

回収場所の所有者や管理者などが記入、押印してください。

公開していただく方の住所、氏名、電話番号の記入及び押印をお願いします。住所は通り名や番地、マンションの号室まで略さず記入してください。

拠点の場所を提供する者 住所 京都市 中京区河原町通二条下る一之船入町384 資源めぐるハイツ102号室
電話番号 075-213-4960
氏名 京都 太郎

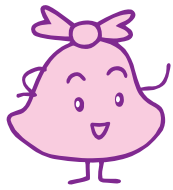
下記に御記入いただいた情報は、京都市情報館（京都市ホームページ）、市民しんぶん区版等においての掲載や市民からの問合せに活用する場合があります。

公開していただく場所の所在地及び回収場所名を記入してください。

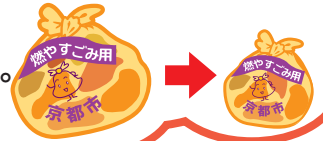
登録情報(必須)	
回収拠点所在地(番地まで)	京都市 中京区河原町通二条下る一之船入町384 資源めぐるハイツ
回収場所詳細(マンション名・公園名等)	資源めぐるハイツ西側 ごみ集積場前
回収日・回収時間	毎月第3月曜日 午前10時から11時まで
回収品目 (該当品目の数字に○印)	古紙類 ① 新聞 ② ダンボール ③ 雑がみ ④ 紙パック
	古着類 5 古着・古布
	缶類 6 アルミ缶・スチール缶
	びん類 ⑦ ワンウェイびん(一升びん、ビール瓶などのリユース瓶は対象外)
	その他 ⑧(ペットボトル)

団体以外の方からの持込みが可能な時間を記入してください。

家庭から出る燃やすごみの約 20%は、「雑がみ」などのリサイクルできる紙です。
「雑がみ」の分別・リサイクルにご協力ください！



平成 25 年度に、京都市が行った「雑がみ」分別・リサイクルの社会実験では、8割以上の参加世帯の方が「燃やすごみが減った」と実感されているよ。ごみ袋も節約できて、家計にも優しいよね。



どういった紙がリサイクルできる「雑がみ」なのかな？



雑がみの例

● 紙袋



● 包装紙



● 紙箱



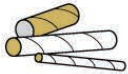
● メモ用紙
・コピー用紙



● 封筒・はがき



● 紙の芯



● 台紙・画用紙



● カレンダー



● 雑誌



● チラシ・カタログ



▼お申込み・お問合せ先▼

お申込みの際は、申請書にご記入のうえ、下記に郵送又はご持参ください。

北区役所内 北エコまちステーション
 〒603-8511 北区紫野東御所田町3番地の1
 電話：(075) 366-0155 ファックス：(075) 366-1372

上京区役所内 上京エコまちステーション
 〒602-8511 上京区今出川通室町西入堀出シ町285番地
 電話：(075) 366-0776 ファックス：(075) 366-1373

左京区役所内 左京エコまちステーション
 〒606-8511 左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2
 電話：(075) 366-0821 ファックス：(075) 366-1374

中京区役所内 中京エコまちステーション
 〒604-8588 中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521番地
 電話：(075) 366-0180 ファックス：(075) 366-1375

東山区役所内 東山エコまちステーション
 〒605-8511 東山区清水五丁目130番地の6
 電話：(075) 366-0182 ファックス：(075) 366-1376

山科区役所内 山科エコまちステーション
 〒607-8511 山科区柳辻池尻町14番地の2
 電話：(075) 366-0184 ファックス：(075) 366-1377

下京区役所内 下京エコまちステーション
 〒600-8588 下京区西洞院通塩小路東塩小路町608番地の8
 電話：(075) 366-0186 ファックス：(075) 366-1378

南区役所内 南エコまちステーション
 〒601-8511 南区西九条南田町1番地の3
 電話：(075) 366-0188 ファックス：(075) 366-1379

右京区役所内 右京エコまちステーション
 〒616-8511 右京区太秦下刑部町12番地
 電話：(075) 366-0190 ファックス：(075) 366-1380

西京区役所内 西京エコまちステーション
 〒615-8522 西京区上桂森下町25番地の1
 電話：(075) 366-0192 ファックス：(075) 366-1381

西京区役所洛西支所内 洛西エコまちステーション
 〒610-1198 西京区大原野東境谷町二丁目1番地の2
 電話：(075) 366-0194 ファックス：(075) 366-1382

伏見区役所内 伏見エコまちステーション
 〒612-8511 伏見区鷹匠町39番地の2
 電話：(075) 366-0196 ファックス：(075) 366-1383

伏見区役所深草支所内 深草エコまちステーション
 〒612-0861 伏見区深草向畑町93番地の1
 電話：(075) 366-0198 ファックス：(075) 366-1384

伏見区役所醍醐支所内 醍醐エコまちステーション
 〒601-1366 伏見区醍醐大構町28番地
 電話：(075) 366-0311 ファックス：(075) 366-1385

この印刷物は、不要になりましたら「雑がみ」としてリサイクルできます。コミュニティ回収や古紙回収等にお出しく下さい。



京都市環境政策局 循環型社会推進部 まち美化推進課
 電話：(075) 213-4960 ファックス：(075) 213-4961
 平成 27 年 4 月 発行 京都市印刷物 第 273010 号



この印刷物は再生紙を使用しています